

令和6年度（令和6年4月開所）

松戸市小規模保育事業実施法人 募集要項

（小規模保育事業A型）

募集期間：令和5年10月23日（月）～ 令和5年11月14日（火）

【担当部署】

松戸市役所 子ども部 保育課 保育運営担当室

T E L : 047-366-7351 F A X : 047-366-0742

Email : mchoiku@city.matsudo.chiba.jp

目次

1. 事業概要.....	1
2. 応募要件.....	2
3. 事業内容.....	2
4. 施設基準等.....	3
5. 保育内容.....	5
6. 事業開始までのスケジュール（予定）.....	6
7. 整備に関する補助金について.....	7
8. 設置及び運営について.....	7
9. 応募方法.....	7
10. 応募に関する留意事項.....	8

1 事業概要

松戸市では、新たに松戸市小規模保育事業（A型）を実施する法人(以下「事業実施者」という。)を募集します。

実施を希望される方は、書類の提出前に必ず保育課と事前協議をしてください。

(1) 小規模保育事業は、生後57日目から3歳未満の児童を対象とし、家庭的な雰囲気の中で、手厚く保育を行うことができる事業です。施設の類型がA型・B型・C型に分かれており、定員や保育従事者における有資格者の割合等に違いがあります（今公募は、**A型のみ**となります）。また、保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかと連携し、「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の確保」等の支援が必要になります。

(2) 市の方針

松戸市では、保育需要の高い0歳児から2歳児に対応するため、引き続き小規模保育事業所の整備を進めており、小規模保育事業所卒園後の3歳児以降の対応については、市内幼稚園との連携を図り、幼稚園での受け入れを促進しています。

(3) 事業開始時期

令和6年3月中までに工事完了し、市による施設整備完了及び職員配置等の認可確認後、令和6年4月1日に事業開始してください。

(4) 募集地域

北小金駅南口及び新松戸駅周辺を主な重点地域として募集します。

※電話等により事前に保育課へ予定地を提案の上、メール、FAX等により該当地情報を送付し、保育課の確認後に、事前協議に進むこと。

※上記募集地域以外の場所においても、市が必要と判断した場合は応募を受け付けることがあります。

(5) 事業類型

小規模保育事業A型(以下「A型」とする)：保育士、嘱託医及び調理員を置く事業類型
利用児童の定員：6人から19人

(原則19人としますが、地域の保育需要に拠っては、定員数の協議に応じます)

2 応募要件

次の要件を満たすこととします。

- (1) 「児童福祉法」第35条第4項の規定に基づき認可された保育所を運営する法人又は「学校教育法」第4条第1項第3号の規定に基づき認可された私立の幼稚園を運営する法人及びその他の法人であること。
- (2) 令和4年4月1日から申請時点まで継続して保育施設（認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設）を運営していること。
- (3) 関係者等が松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 事業開始前までに松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」とします。）に規定する連携施設を設置し、事業実施者と連携施設運営者が異なる場合は、支援内容に関する協定書等を締結することを原則とする。
- (5) 書類提出までに実施場所が確保できること、又は確保できる見込みがあること。
- (6) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- (7) 市内の既存施設の名称と同一又は類似したものでないこと。
- (8) 児童の発達過程における屋外遊戯の重要性を鑑み、積極的に戸外活動を実施する体制を確保すること。屋外遊戯場を敷地内に設けられない場合は、保育課に代替地候補を提案の上、350m以内の距離にある場所を設定すること。また、代替地までの移動に際し、安全性を確認した旨を記載した書類（経路図等）を提出すること。
- (9) 施設職員とは別に、苦情・相談・事務連絡の窓口となる責任者を配置すること。
- (10) 管理者を置くこと。なお、管理者については、保育士資格を有し、保育所・認定こども園・地域型保育事業所等において、5年以上従事した経験を有すること。
- (11) その他、適正に事業を履行する見込みがあること。

3 事業内容

- (1) 対象児童
松戸市で利用調整を行った児童
※配慮を必要とする子どもの受け入れを行うこと。
- (2) 開所時間等
 - ア 開所日は、月曜日から土曜日までとすること。
 - イ 開所時間（月曜日から土曜日まで）は、市と調整の上、各曜日とも11時間以上とし、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）を設定すること。
 - ウ 休日は、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とすること。
- (3) 定員数
 - ア 原則19人とすること。（※定員数・内訳の協議は応じます）
 - イ 認可定員と利用定員は同人数で設定します。
 - ウ 定員内訳については、地域の需要に応じて設定するため、松戸市と協議の上、設

定すること。

(4) 職員配置は、以下のとおりとすること。

小規模保育事業A型

- ・保育士の人数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上として算出した人数に1人を加算した人数以上で、常時（延長保育時間を含む。以下同じ。）2人を下回らないこと。
- ・上記保育士の人数に加え、月75時間（以上）勤務の保育士を2人配置すること。
- ・調理員については、条例の規定により調理業務の全部を委託する又は搬入施設から食事を搬入する場合は、置かないことができる。

(5) 利用料（保育料）は、市が基準に基づき決定し、事業者が徴収すること。

(6) その他、適正に事業を実施すること。

4 施設基準等

(1) 建物

下記の要件を満たすとともに、設計した施設平面図（別紙3）及び設計者の確認を証明する書類（別紙4）を添付すること

- ア 小規模保育事業を実施する施設は、事業実施者が所有又は賃借する施設とする。
- イ 施設の延床面積が200㎡を超える場合、建築基準法で定める保育の用途に変更すること。
- ウ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和56年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの、又は耐震補強済のもの）
- エ 実施施設は、1階・2階に設けることが望ましいが、2階以上に設ける場合は条例の規定に該当するものであること。また、2階以上に設ける場合において、入所児童が恒常的に利用する屋内階段がある施設においては、建築基準法上の小学校基準に準じるとともに、児童の安全性に配慮し、階段室への侵入防止措置を講じること。但し、構造上等の理由により同基準に適合することが不可能な場合は、児童用の手すりの設置・滑り止めの設置・階段室の十分な明るさの確保等により、安全性の確保に努めること。
- オ 施設内の採光、照明及び換気等の設備は、建築基準法で定める基準を遵守し、児童の保健衛生に適した施設とすること。
- カ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証の交付を受けていない建物の場合は、以下によること。
 - (ア) 施設の延床面積が200㎡（建築基準法の改正があった場合には、新法に定められた面積）以下の場合、建築確認申請時の設計図書一式を基に、国土交通省のガイドラインに従い、民間の指定確認検査機関が実施する遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保証されていること。
 - (イ) 施設の延床面積が200㎡（建築基準法の改正があった場合には、新法に定められた面積）を超える場合、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更すること。なお、現在、当該建物を保育施設として利用しており、かつ、用途が保育所でない場合には、上記の遵法性調査の結果により、建築基準法及び関係法令に適合していることが保証されていること。ただし、詳細については図面にて協議すること。

- (ウ) 応募事業者が市長に関係書類を提出することにより、次のaからcのすべての条件を満たすことを条件に認められる場合があるため、事前に保育課へ相談すること。
- a) 施設規模が100㎡程度の小規模保育事業にかかる専用面積が確保できる物件であること。
 - b) 建築基準法の新耐震基準に基づく建築確認済証が交付されていること。
 - c) 建築物の構造耐力や耐震性能について、建築確認時の設計図書、構造計算書及び施工図等に基づき新耐震基準を満たす建築物であること、あるいは鉄筋コンクリート造等にあつてはI_s値（構造耐震指標）が0.6を超えることなどの証明ができること。

(2) 保育室等の面積等

- ア 満2歳未満の乳幼児に利用させる場合には、乳児室又はほふく室、調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備をいう。）及び便所を設けること。なお、乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合は、ほふくする児童とほふくをしない児童が同時に在室することから、安全の確保に留意し、各スペースを区画すること。（※可動式区画でも良い）
- イ 満2歳以上の幼児に利用させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（事業所付近にある他の公的施設の敷地、その他屋外遊戯場に代わる場所を含む。）、調理室又は調理設備及び便所を設けること。
- ウ 乳児室又はほふく室の面積は、2歳未満の乳幼児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。
（※固定造作物を除いた各室の有効面積を算定し、施設平面図に記載すること。）
- エ 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。
- オ 手洗い用設備は、保育室に設けるほか、衛生管理の観点から便所にも設けること
- カ 便所は、児童用便所と職員用便所を設置し、衛生管理の観点から保育室等と区画すること。なお、便器の個数は、児童10人当たり1個以上設けること。
- キ 調理設備、便所及び沐浴設備は、保育室等と区画されていること。
- ク 調理室を設ける場合は、保育室等と区画し、調理員専用の手洗い用設備を設けること。
- ケ 消火器及び非常警報器具が設けられていること。
- コ その他、児童の安全性に配慮した施設整備を行うこと。

5 保育内容

(1) 保育内容

- ・保育所保育指針に準拠するとともに、小規模保育に留意した保育する児童の状態に応じたもの。

(2) 児童の発達過程

- ・保育の計画及び1日の保育内容を作成し、保育を行うこと。

(3) 児童保育状況

- ・記録を整備し、記録に基づき、実践を振り返り、保育内容の向上に努める。

(4) 食事の提供

- ア 実施施設に入所する児童に対して食事の提供を行い、食事は、原則として事業所内で調理する方法によること。
- イ 食事の提供にあたっては、連携施設等の栄養士にアレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を受けられる体制を設けること。
- ウ 連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、上記の規定に関わらず、食事を提供できるものとする。この場合においては、条例に掲げる要件を満たすこと。

(5) 衛生管理

- ア 児童の使用する設備、食器又は遊具等について、安全かつ衛生的な管理に努めること。
- イ 医薬品、その他の医療品を備えること。
- ウ 実施施設において感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めること。
- エ 調理の施設、設備、器具、容器、材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために、自主点検を毎日実施すること。
- オ 連携施設より給食を搬入する場合は、食中毒防止の観点により必要な処置を講ずること。

(6) 健康管理

- ア 嘱託医・嘱託歯科医を設置し、保育する児童に対し、保育の開始時の健康診断、1年に2回の定期健康診断、1回の歯科健康診断、及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。
- イ 職員に対し、採用時及び1年に1回定期健康診断を行うこと。なお、食事を調理する職員については、月2回の検便を実施すること。

(7) 研修の実施

- ア 事業者は、質の高い保育を展開するため、保育所保育指針に従い、職員に対して内部研修の実施や外部研修への参加の機会を確保する等、研修実施体制を構築し、保育の質・専門性の向上を図ること。
- イ 市が開催する研修会に参加すること。

(8) 連携施設の確保

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園を適切に確保しなければならない。

ア 保育内容の支援

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育の内容に関する支援等を行う。

イ 代替保育の提供

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行う。

ウ 卒園後の受け皿の設定

利用児童(2歳児)の卒園後の受け皿となる施設を確保しなければならない。

- ※1. 事業概要(2)市の方針で記載のとおり、松戸市では、卒園後の3歳児以降の対応について幼稚園での受け入れを促進しており、連携先・連携内容については、事前協議の際に、保育課と協議すること。

(9) その他

ア 事業実施者は、賠償責任保険に加入すること。

イ 事業実施者は、災害や不審者からの被害など不測の事態に備えて、緊急時の連絡体制を確定し、日頃から避難経路を確認するとともに、消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施し、緊急時の対応マニュアルを作成するものとする。

6 事業開始までのスケジュール(予定)

時期	事項
令和5年10月23日(月)～	募集開始 事前協議・書類受付
11月14日(火)	提出締切
随時	ヒアリング ※1
11月末頃	選考会議 ※2
11月末頃	事業者決定、内示書送付 ※3
随時	施設改修完了検査
令和6年4月1日	事業開始

※1 応募事業者は、市が必要と判断する場合、随時、応募内容のヒアリングや運営施設の現地確認を行う場合があるため、応じること。

※2 松戸市小規模保育事業者選考会議により、松戸市小規模保育事業者選考基準に基づき選考するものとする。

※3 内示日前の着工・賃貸借契約は、市の補助対象外となるため、注意すること。

7 整備に関する補助金について

(1) 施設改修費等補助金

既存建物を改修して小規模保育施設を設置する場合に要する費用の一部を補助するものとする。

ただし、市の承認前に行った施設改修工事や物件の賃貸借契約については、補助金の対象外とする。

ア 補助金対象者は次の要件にすべて該当する者とする。

- ・改修を行う施設が、小規模保育施設の建物基準及びその他運営に関する基準を満たすものであること。
- ・保育需要から整備する必要性が高いと認められる者。
- ・今回の公募により選定され、小規模保育施設を運営する者。

イ 補助対象経費

- ・開所前賃借料
- ・施設改修費（改修費及び設備整備費等にかかる費用）

※当補助金は、施設内部の改修を対象としているため、施設外部に係る外構工事等は、補助対象外とする。

※施設改修に係る工事契約は、一般競争入札により実施すること。

ウ 補助率

- ・補助対象経費の4分の3とする。

エ 補助上限額について

- ・1,500万円（補助対象経費2,000万円×3/4）

オ 事業継続期間によっては、財産処分に伴う手続き（報告・返還等）が生じうることに留意すること。

8 設置及び運営について

(1) 応募事業者が考える保育を実現するため、建物の設計・施工、備品購入等を自らが行うこと。

(2) 施設整備や開所後の運営において、周辺環境へ配慮するとともに、近隣住民に説明や意見が寄せられた際には、真摯な対応に努めること。

(3) 松戸市の保育事業の一翼を担うことを十分理解し、市の保育行政に積極的に協力すること。

9 応募方法

実施を希望される方は、保育課と事前協議してから書類を提出すること。

なお、事前協議される際には、必ず保育課に連絡すること。

(1) 応募書類の提出

ア 提出期間：令和5年10月23日（月）から令和5年11月14日（火）

※土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで受付

- イ 提出場所：松戸市子ども部 保育課 松戸市役所新館7階
TEL：047-366-7351（保育課 直通）
- ウ 提出方法：必要書類を提出期間内に提出場所に持参すること。
- エ 提出部数：正本1部、副本1部（A4ファイルに綴る）

(2) 提出書類（必要に応じて別添可とする）

①事前協議書【様式第1号】

事業計画書（別紙1）

収支計画書（別紙2）

施設平面図（別紙3）

※採光・換気・排煙が基準を満たす計算表を記載すること。

※各室の収容人数、壁芯面積及び有効（内法）面積を記載すること。

施設立面図（別紙4）※四方位（北側・東側・南側・西側）

設計者の確認を証明する書類（別紙5）

②松戸市小規模保育事業 事業提案内容（別紙6）

③誓約書（別紙7）

④協定書等（事業実施者と連携施設運営事業者が異なる場合）（任意様式）

⑤覚書等（事業実施者と連携施設運営事業者が同一の場合）（任意様式）

⑥建築確認済証及び検査済証

※検査済証が交付されていない場合は、保育課宛てご連絡ください。

⑦新耐震基準施行前に設計・建築された建物は、耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（任意様式）

⑧定款及び設置者（法人代表者）の履歴書

⑨その他必要書類

（避難訓練計画書、感染症マニュアル、アレルギー対応マニュアル、苦情対応マニュアル、保育の一日の流れ等）

10 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用等については、応募者負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限以降における差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 提出書類の内容は原則非公開として取り扱う。
- (6) 提出書類は、提出者に無断で、選考以外の目的に使用しない。
- (7) 本事業において応募者がいない場合、又は選考結果によりすべての提案が松戸市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の決定を行わないことが

ある。

(8) 事業者決定後、小規模保育事業以外の用途に使用しないこと。